

特集2



誰もが暮らしやすい社会に

「障害者差別解消法」ってなあに？

「障害者差別解消法」という名前の法律をご存知ですか？正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、この4月から施行されました。今回は、この「障害者差別解消法」についてご紹介します。

障害者差別解消法とは？

この法律は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すために制定され、次の二つの柱から成り立っています。

- 障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」
- 障がいの「社会的障壁」を除去するための「合理的な配慮」

なお、対象となる障がいは、障がい者手帳を持つ方だけでなく、「障害者基本法」という法律で定められた障がいのある全ての方となります。



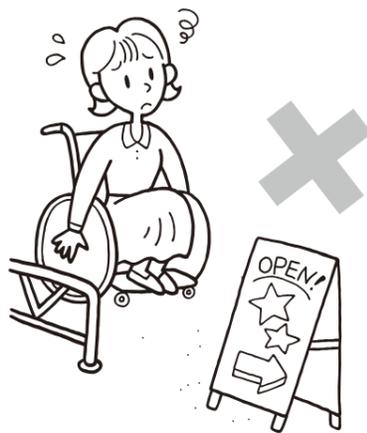
「社会的障壁」を除去するための「合理的な配慮」

「社会的障壁」とは？

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを指します。

- ① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④ 観念（障がいのある方への偏見など）

合理的な配慮とは？



不当な差別的取扱いの禁止

「不当な差別的取扱い」とは？

障がい者であるということだけを理由に、正当な理由なくサービスの提供を拒んだり、制限することをいいます。

ただし、個々の状況に応じ、正当な理由がある場合は、差別的な取扱いにはならないこともありますので、そうした場合には、理由をよく説明し、理解をもらうようにすることが大切です。

具体例

- ・障がい者であることを理由に学校の受験を断られた。
- ・プールの入場を断られた。
- ・アパートへの入居を断られた。
- ・車いすを使用していたらレスポランへの入店を断られた。

どんな取り組みが必要なの？

各行政機関や民間の事業者は、サービスの提供などを行う際「不当な差別的取扱い」が禁止されると共に、「合理的な配慮の提供」を行うべく義務があります。合理的な配慮の提供については、行政機関と民間事業者とで、義務の内容に下記のような違いがあります。

	不当な差別的取扱い	合理的な配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	❌ 禁止です	法的義務 合理的配慮を行わなければいけません
民間事業者(個人事業者、NPO等含む)	❌ 禁止です	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければいけません

栃木市の取り組み

障がいを理由とする差別に関する相談およびその相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを行うために、今年度内に「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置できるよう、準備をすすめています。

また、各職員が適切な対応をとれるよう、「職員対応基本指針」を定め周知を図るとともに、継続的に研修を行うていきます。

具体例



- ・視覚障がいのある人に書類の内容を読み上げる。
- ・聴覚障がいのある人には、手話や筆談など音声以外のコミュニケーション手段を用いる。

- ・知的障がいのある人に、優しい言葉で分かりやすく説明したり、渡す文書にはふりがなを付ける。

- ・車いすを利用する人のため、段差にスロープを渡す。

など

障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。少しの配慮で助かる人がいることを心にとどめ、障がいの有無に関わらず、住みよい社会を作っていければと思います。

障がいを理由とする差別で困った時は、悩まずにご相談ください。

◆相談・問合せ先

本障がい福祉課 ☎(21)2219

かたづけ屋☆栃木 です！

あなたのお家は、深呼吸してますか？

☆家屋の一般廃棄 (テーブル、家具、衣服、家電など)の処理

栃木市指定第19号 一般廃棄物処理業

(株)Cri-Kai 栃木市宮町55-1

TEL 0282-30-1632 FAX 0282-31-2870

E-mail cri-kai@cc9.ne.jp ※一時的にモ致します。

トータル語学サポート
DELTA EDUCATION 新栃木校
Let's speak together!!! 一緒に話しましょう!!!

Do you want to speak English?
your children French?
your grandchildren German?
Italian?
Spanish?
Chinese?
Korean?

翻訳・通訳サービス 世界へのデルタ!!!

HP: www.englishschool.jp Eメール: info@englishschool.jp
Tel.0282-25-7927 栃木市昭和町2-22 朝日ビル2F (ココス隣)

経営・会計・税務・国際税務のパートナー
[資産継承・相続準備]のご相談を承っております
(関東信越税理士会所属)

板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板倉 聡

税理士 板倉 安秀 パートナー 日向野 司 パートナー 板倉 優
行政書士 松嶋 央行 公認会計士 大島 康 税理士 三輪 誠
税理士 松嶋 央行 パートナー 大島 康 パートナー 三輪 誠
司法書士

〒328-0125 栃木市吹上町689-2 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp